

児童手当の制度改革 (令和6年10月分^{から})

児童手当の制度が拡充されます。今回の改正に伴い、一部の方は申請が必要です。

□改正のポイント

- 所得制限により受給できなかった方も、受給できるようになります。
- 高校生年代のお子さんも支給されるようになります。
- 大学生年代以下のおさんが3人以上いる方は、支給される金額が多くなります。

□申請が必要な方

表2の①～④に該当する方は申請が必要です。
※市から児童手当(特例給付)を受給中で①～④以外の方は、原則申請不要です。勤務先で受給している公務員の方は、勤務先にご確認ください。

田 10月31日(木)(必着)までに

- 市HP^{から}(QRコード)
- 郵送(〒188-8666市役所子育て支援課)
- 持参(田無第二庁舎2階子育て支援課、防災・保谷保健福祉総合センター1階市民課)

※詳細は市HP^へ

▶子育て支援課 田 042-460-9840



市HP

(表1)主な改正内容

主な変更点	改正前 〈令和6年9月分 ^{まで} 〉	改正後 〈令和6年10月分 ^{から} 〉
支給対象	中学生までの児童(15歳になった年の最初の3月末)	高校生年代までの児童(18歳になった年の最初の3月末)
所得制限	あり	なし
手当月額	3歳未満: 1万5,000円 3歳～小学生 第1子・第2子: 1万円 第3子以降: 1万5,000円 中学生: 1万円 【所得制限限度額以上の場合】 所得上限限度額未満: 5,000円(特例給付) 所得上限限度額以上: 支給なし	3歳未満 第1子・第2子: 1万5,000円 第3子以降: 3万円 3歳～高校生年代 第1子・第2子: 1万円 第3子以降: 3万円
多子加算の算定対象(数え方)	高校生年代までの児童(18歳になった年の最初の3月末)	高校生年代までの児童(18歳になった年の最初の3月末) + 高校生年代までの児童の兄弟等で次の子を追加 児童手当受給者に経済的な負担などがある大学生年代の子(22歳になった年の最初の3月末)
支給月	年3回(各前月までの4カ月分を支給) 2月(10～1月分) 6月(2～5月分) 10月(6～9月分)	年6回(各前月までの2カ月分を支給) 12月(10・11月分) 2月(12・1月分) 4月(2・3月分) 6月(4・5月分) 8月(6・7月分) 10月(8・9月分) ※各15日(休・祝の場合は前開庁日)に振込

多子加算…算定対象の児童が3人以上いる場合に、第3子以降の手当額が増える特例

(表2)申請が必要な方・提出書類

	申請が必要な方	提出書類
新規申請	① 中学生以下の児童はいないが、高校生年代の児童を養育している方	●児童手当認定請求書 【添付書類】 ・本人確認書類(例: 運転免許証(表面)、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなどの写し) ・請求者名義の通帳またはキャッシュカードの写し(健康保険証の写し(記号・番号を隠したもの)) ※請求者が国家公務員共済または地方公務員共済の組合員の場合のみ
	② 所得制限により児童手当(特例給付)の支給がない方	
増額申請	③ 児童手当を受給中で、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している方	●額改定請求書
	④ 大学生年代の子に対して経済的負担があり、その子を含め3人以上の児童を養育している方	●額改定請求書 ●監護相当・生計費の負担についての確認書

※世帯の状況などにより、追加の書類を求める場合があります。

ようこそとしょかん

9月

乳幼児～小学生を対象としたおはなし会など、いろいろな行事を行っています。お問い合わせは各図書館へ

図書館HP

中 央	042-465-0823
火～金 午前9時～午後8時 土・日・祝日 午前9時～午後6時	●にこにこおはなし会 5・19日(木)午前11時/1～2歳児と保護者 ※5日は「わらべうたの時間」 ●おはなし会 5・12・19・26日(木)午後3時30分/3歳児 ^{から} ●サンサンおはなし会 15日(日)午前11時/3歳児 ^{から} ●おはなしおばさんのおはなし会(図書館協力) 1日(日)午前11時/3歳児 ^{から}
保谷駅前	042-421-3060
火～金 午前10時～午後8時 土・日・祝日 午前10時～午後6時	●ちいさなおはなしひろば 13・27日(金)午前11時/1～2歳児と保護者 ●おはなしひろば 13・27日(金)午後4時/3歳児 ^{から} ●おはなしのへや 7・21日(土)午後3時30分/5歳児 ^{から}
芝久保	042-465-9825
火～日 午前10時～午後6時	●ちびっこおはなし会 11日(水)午前11時/1～2歳児と保護者 ●おはなし会 5・12・19・26日(木)午後4時/3歳児 ^{から}

谷 戸	042-421-4545
火～日 午前10時～午後6時	●ちびっこおはなし会 4・18日(水)午前11時/1～2歳児と保護者 ●おはなし会 11・25日(水)午後3時30分/3歳児 ^{から}
柳 沢	042-464-8240
火～金 午前10時～午後8時 土・日・祝日 午前10時～午後6時	●ちいさなおはなしひろば 6・13日(金)午前11時/1～2歳児と保護者 ※6日は「わらべうたの時間」 ●おはなしひろば 4・11・18・25日(水)午後3時30分/3歳児 ^{から} ●わくわくドキドキ紙芝居 14日(土)午前10時30分/どなたでも
ひばりが丘	042-424-0264
火～金 午前10時～午後8時 土・日・祝日 午前10時～午後6時	●ちびっこひろば 6・13・27日(金)午前11時/1～2歳児と保護者 ●おはなしひろば 4・18日(水)午後4時/3歳児 ^{から} ●おはなしひろばサタデー 14日(土)午前11時/3歳児 ^{から}
児童館・児童センターとの共催行事	
●はじめてのページ 5日(木)午前11時15分/下保谷児童センター ●新町おはなしひろば 4日(水)午後3時30分/新町児童館/3歳児	
各館の休館日	2日(月)・9日(月)・17日(火)・24日(火)・30日(月)
※中央・保谷駅前・柳沢・ひばりが丘図書館は、20日(金)も休館 ※芝久保・谷戸図書館は、16日(祝)・23日(休)も休館	

障害のある方へ

9月は障害者雇用支援月間

障害者就労支援センター 一歩では、在住の障害のある方(障害種別は不問)や雇用事業所を主な対象とし、企業就労に関する相談を受け付けています(予約制)。また、就職準備支援・就職後の定着支援・障害者雇用に関するセ

ミナーの開催などを実施しています。
時 平日・第1(土)午前9時～午後5時
場 障害者総合福祉センターフレンドリー ※面談は予約制 問 障害者就労支援センター 一歩 042-452-0095・FAX 042-452-0096
▶障害福祉課 田 042-420-2805